

# Intellectual Property Newsletter No. 45



## Contents

### 審決取消

#### 金融機関における決済システムの「発明」該当性

知財高裁(3部)令和2年6月18日判決〔電子記録債権の決済方法事件〕

### 商標

#### 心理検査の略称を示す標章が商標法26条1項3号の使用役務の「質」に当たるとされた事例

知財高裁(4部)令和2年6月24日判決〔MMPI商標侵害差止等請求事件〕

### 不正競争

#### Webページのタイトルタグ・ディスクリプションタグ(メタタグ)への 記載と商品等表示の「使用」該当性

知財高裁(2部)令和元年10月10日判決〔タカギ浄水器カートリッジ事件〕

### 著作権

#### 音楽教室における演奏の著作権法22条該当性

東京地裁(40部)令和2年2月28日判決〔音楽教室使用料徴収事件〕

### 執筆情報のご案内

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 審決取消

## 金融機関における決済システムの「発明」該当性

杉野 文香

PROFILEはこちら

知財高裁(3部)令和2年6月18日判決(令和元年(行ケ)第10110号)裁判所ウェブサイト〔電子記録債権の決済方法事件〕

裁判例はこちら

発明の名称を「電子記録債権の決済方法、および債権管理サーバ」とする発明(「本願発明」)に係る出願に関する拒絶査定について、出願人であるXは、特許庁に対して拒絶査定不服審判を請求しました。これに対し、特許庁は、本願発明が特許法2条1項の「自然法則を利用した技術的思想の創作」とはいえず、同法29条1項柱書の要件を充たしていないこと、及び、進歩性の欠如を理由に請求不成立の審決(「本件審決」)をしました。本件は、本件審決の内容を不服としたXが特許庁長官(Y)を被告として、知財高裁に対して、本件審決の取消しを求めた事案です。

本願発明は、それまで債権者(下請業者)が負担することの多かった割引料の負担を債権者(下請業者)ではなく債務者(親事業者)に求めることを明らかにした平成28年12月の下請法の運用基準を受けて、債務者や債権者の事務負担や管理コストを増大させることなく、債務者によって割引料の負担が可能な電子記録債権の決済方法やシステムを提供することを課題(「本願発明の課題」)としたものです。

本件では、本願発明のうち、特に以下の請求項1を取り上げて、請求項1に係る発明が特許法2条1項に規定された「発明」の要件(「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」)、を満たすかが主な争点となりました。

## 【請求項1】

電子記録債権の額に応じた金額を債権者の口座に振り込むための第1の振込信号を送信すること、

前記電子記録債権の割引料に相当する割引料相当料を前記電子記録債権の債務者の口座から引き落とすための第1の引落信号を送信すること、

前記電子記録債権の額を前記債務者の口座から引き落とすための第2の引落信号を送信することを含む、電子記録債権の決済方法。

知財高裁は、特許法2条1項に規定された「発明」該当性の判断に関し、以下の規範を示しました(下線は筆者によります)。

\*

「特許法で「発明」とは、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。」(2条1項)ことから、自然法則を利用していないもの、例えば、単なる精神活動、純然たる学問上の法則、人為的な取決めなどは、「発明」に該当しない。そして、かかる「発明」は、一定の技術的課題の設定、その課題を解決するための技術的手段の採用、その技術的手段により所期の目的を達成し得るという効果の確認という段階を経て完成されることからすると、特許請求の範囲(請求項)に記載された「特許を受けようとする発明」が上記「発明」に該当するか否かは、それが、特許請求の範囲の記載や願書に添付した明細書の記載及び図面に開示された、「特許を受けようとする発明」が前提とする技術的課題、その課題を解決するための技術的手段の構成、その構成から導かれる効果等の技術的意義に照らし、全体として「自然法則を利用した」技術的思想の創作に該当するか否かによって判断すべきものである。したがって、「特許を受けようとする発明」に何らかの技術的手段が提示されているとしても、全体として考察した結果、その発明の本質が、単なる精神活動、純然たる学問上の法則、人為的な取決めなど自体に向けられている場合には、上記「発明」に該当するとはいえない。」

\*

<sup>1</sup> 債権の発生又は譲渡について記録原簿に記録することを要件とする金銭債権(電子記録債権法2条1項、3条参照)。

<sup>2</sup> 電子記録債権等を支払期限前に金融機関に売却する場合に債権額から差し引かれる費用のこと。

<sup>3</sup> <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf>

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

その上で、知財高裁は、主として以下のとおり判断し、本願発明の特許法2条1項の「発明」該当性を否定しました。

- ▶ 本願発明の構成や本願発明が解決しようとした課題及び本願発明の効果に関する明細書の記載からすれば、「本願発明は、電子記録債権を用いた決済方法において、電子記録債権の額に応じた金額を債権者の口座に振り込むとともに、割引料相当料を債務者の口座から引き落とすことを、課題を解決するための技術的手段の構成とし、これにより、…割引料を負担する主体を債務者とすることで、割引困難な債権の発生を効果的に抑制することができるという効果を奏するとするものであるから、本願発明の技術的意義は、電子記録債権の割引における割引料を債務者負担としたことに尽き」、その本質は専ら人為的な取り決めそのものに向けられている。
- ▶ (「本願発明の各処理の実行は、すべて信号の送受信によって達成されるところ、信号の送受信は…自然法則を利用することで初めて達成できるものである」との原告の主張に対し)「信号」や「送信」という一見技術的手段に見えるものが構成に含まれているとしても、上記本願発明の意義からすれば、これらは通常の利用に基づいて、本願発明の意義を実現するための単なる手段にすぎないことから、全体として「自然法則を利用した」技術的思想の創作には該当しない。

特許法2条1項の「発明」該当性については、特許請求の範囲の記載全体を加味して判断されており、本件においても、「信号」や「送信」という一見すると技術的手段に関係するような単語がクレームに用いられているものの、本願発明の技術的意義から発明該当性を否定しています。本件は事例判断ではありませんが、発明該当性の判断構造を把握するうえで参考になると思いますので紹介させていただく次第です。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 商標法

## 心理検査の略称を示す標章が商標法26条1項3号の使用役務の「質」に当たるとされた事例

岩崎 翔太

PROFILEはこちら

知財高裁(4部)令和2年6月24日判決(令和元年(ネ)第10069号)裁判所ウェブサイト(MMPI商標侵害差止等請求控訴事件)

裁判例はこちら

本件は、控訴人(原告)の有する指定役務を第44類「心理検査」とする「MMPI」の標準文字からなる本件商標(登録第5665842号)について、被控訴人(被告)による心理テスト質問用紙等の被告各商品に「MMPI」を含む被告各標章(「MMPI-1性格検査」等)を付して販売する行為等が本件商標権の侵害に当たることが争われた事案です。本件では、本件商標と被告各標章が類似すること及び被控訴人の被告各商品の販売行為等が侵害行為に当たるとを前提に、被告各標章が、本件商標の指定役務である心理検査又はこれに類似する役務ないし商品の「質」を、普通に用いられる方法で表示するもの(商標法26条1項3号)に該当するか否かが争点となりました(該当する場合には、商標権の効力が及ばないこととなります)。

まず、知財高裁は、「MMPI」が米国ミネソタ大学のハサウェイとマッキンレーが開発した心理検査の略称であり世界90か国以上で翻訳されていることや控訴人・被控訴人の「MMPI」標章の使用態様等を仔細に認定した上で、「MMPI」の表示についての需要者の認識について、次のとおり判示しました。

- ▶ 「本件商標の指定役務「心理検査」の需要者は、保健医療、福祉、教育等の機関において、心理検査を実施する業務に携わる医師、公認心理師、臨床心理士、公務員の心理職等や研究者であることが認められる。…(中略)…上記需要者の間では、「MMPI」の表示は、ハサウェイとマッキンレーが開発した質問紙法検査に基づいて性格傾向を把握する心理検査である「Minnesota Multiphasic Personality Inventory」(ミネソタ多面的人格目録)(本件心理検査)又はその略称を表すものであることが広く認識されていたことが認められる。」

次に、知財高裁は、「MMPI」は、控訴人が長年にわたり独占的に提供してきた心理検査等役務を表すものであるとの控訴

人の主張について、以下のとおり判示して、排斥しました。

- ▶ 「(控訴人が)使用していた質問票には、表紙上部に「日本版MMPI質問票」と記載され、その下に原著がハサウェイとマッキンレーであることなどが記載されていることに照らすと、上記質問票に接した需要者は、「日本版MMPI質問票」における「MMPI」の文字部分を、上記質問票を用いて行われる心理検査の一手法としての本件心理検査を表示したものと理解するものと認められる。」

最後に、知財高裁は、被告各標章を詳細に分析した上で、以下のとおり判示して、被告各標章が商標法26条1項3号に該当すると結論付けました。

- ▶ 「被告各標章に接した需要者は、被告各標章における「MMPI」の文字部分をハサウェイとマッキンレーが開発した本件心理検査を示したものと認識するものと認められるから、「MMPI」の文字部分は、心理検査の内容を示したものと認められる。そして、法26条1項3号の役務の「質」には役務の「内容」が含まれるから、被告各標章における「MMPI」の文字部分は、本件商標の指定役務である「心理検査」の質を示したものと認められる。」

本件の控訴人は出願前も含め50年以上にわたり「MMPI」の標章を使用していましたが、その使用態様が心理検査の種類・方法として本件心理検査を表示しているものに過ぎなかったために、請求が棄却されました。外国商品等を日本向けにローカライズし、日本において商標出願をするときには、権利化の時点で、仮に商標法4条1項19号などをクリアしたとしても、権利行使時において、商標の使用態様に注意を払う必要があるという意味で参考になる判決であると考えます。

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

## 不正競争

Webページのタイトルタグ・ディスクリプションタグ(メタタグ)への  
記載と商品等表示の「使用」該当性

渡辺 洋

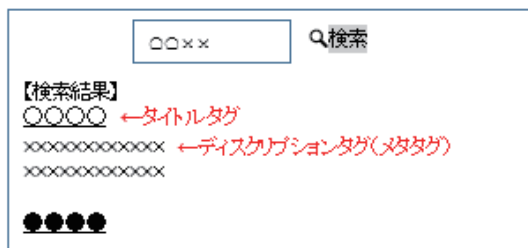
PROFILEはこちら

知財高裁(2部)令和元年10月10日判決(平成30年(ネ)第10064号、平成31年(ネ)第10025号)裁判所ウェブサイト[タカギ浄水器カートリッジ事件]

裁判例はこちら

1. 本件は、Webページのタイトルタグ・ディスクリプションタグ(メタタグ)における他人の標章等の記載が、不正競争防止法2条1項1号の商品等表示としての「使用」に当たるかが争われた事例です。Webページには、Webページ(htmlファイル)の情報を伝えるタグが存在し、htmlファイルのファイル名(Webページ名)に当たるものをタイトルタグ、Webページの情報を伝えるものをディスクリプションタグ(メタタグ)といい、Google等の検索エンジンはこれらのタグに記載された情報を参考にWebページを検索します。例えば、検索エンジンでWebページを検索した場合、タイトルタグやメタタグは、それぞれ以下のイメージ図のように表示されることになります。

・イメージ図



2. 一審被告(Y)は、インターネット上のショッピングモールである楽天市場に設けられた仮想店舗において、一審原告(X)の製造販売に係る家庭用浄水器専用の交換用過カートリッジ(Y商品)を販売していましたが、そのYの仮想店舗のWebページを表示するためのタイトルタグ及びメタタグにおいて、当初以下①のような記載を、途中から以下②のように変更した記載を含むものを使用していました(「…」は筆者による省略を意味します)。

- ①(当初)タカギ 取付互換性のある交換用カートリッジ…※当製品はメーカー純正品ではございません…
- ②(変更後)タカギに使用出来る取り付け互換性のある交換用カートリッジ…※当製品はメーカー純正品ではございません…

その結果、Googleや楽天市場の検索エンジンで「タカギカートリッジ」等と検索すると、そのタイトルタグの一部がタイトルとして表示され、楽天市場ではY商品の画像と共に表示され、Googleでは、場合によっては、メタタグの全部が表示される状態になっていました。

これに対し、Xは、Yが自社のWebページのタイトルタグやメタタグにY標章(「タカギ」など、商標登録なし。)に記載することは、Xの著名又は周知な商品等表示であるXカタカナ表示(「タカギ」。関連商標登録済み。)と類似するY標章を使用してY商品を販売するものであると主張し、Yに対し不競法3条1項等に基づきY標章の使用の差止め等を求めました。

3. Yの行為が商品等表示の使用に当たるかが1つの争点となったところ、知財高裁は、Xカタカナ表示の周知性、及びY標章との同一性又は類似性を肯定したうえ、以下のように述べ、結論として、①の記載については、「使用」に当たるとし、②については当たらないとしました(原審も同様の判断を示しています)。(1)①について

上記のような態様でY標章を使用した場合、需要者は、独立して表示されたY標章及びその後空白を挟んで表示されている語句(「取付互換性のある交換用カートリッジ」等)やY標章の近くにあるY商品の写真から、Y標章がY商品の出所を示していると認識するといえ、このような表示は、タイトルタグやメタタグの記載によって実現されているものであるから、タイトルタグやメタタグにY標章を記載することは、Y標章を、商品を表示する商品等表示として使用(不競法2条1項1号)するものと認められる。

なおYは、「メーカー純正品ではございません」といった記載があることから、タイトルタグ及びメタタグにおいて、Y標章は、商品の出所を表示するものとして使用されていないと主張しているが、Y商品がX製品とは異なることを端的に述べたものではなく分かりにくい記載となっている上、需要者がウェブサイトの記載

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターにのみ依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

を注意深く読むとは限らず、当該記載が末尾に記載されていることからすると、それが常に認識されるとはいえず、需要者が、Y標章が商品の出所を示すものとして使用されていないと認識するとはいえない。したがって、上記の判断を左右するものとはいえず、Yの主張に理由はない。

(2)②について

一方、②については、いずれも「タカギ」というカタカナ3文字の後に「に」という助詞が付加され、当該商品がX製の本件浄水器に使用できるカートリッジであるという、Y商品の商品内容を説明するまとまりのある文章と理解できるものである。そうすると、需要者が上記各表示に接したとしても、「タカギ」との表示を、当該商品自体の出所を表示するものとして認識するとは認められず、上記表示におけるY標章の使用が、商品等表示としての使用に該当するとは認められない。

4. 他人の商品等表示を自他識別機能又は出所識別機能を果たす態様で使用していない場合には、商品等表示の「使用」には当たらないとされますが、本判決はその前提に立ったうえ、タイトルタグやメタタグ中の記載について、需要者が出所を示すものとして認識するかということ具体的に検討したうえ、商品等表示の「使用」に該当する場合と、そうでない場合を判断した点で意義を有します。いわゆる打消し表示についても、単に「純正品ではない」旨記載しているだけでは足りないとしている点も含め、実務上参考価値が高いと考え紹介した次第です。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 著作権

## 音楽教室における演奏の著作権法22条該当性

古庄 俊哉  
PROFILEはこちら

東京地裁(40部)令和2年2月28日判決(平成29年(ワ)第20502号、同第25300号)裁判所ウェブサイト〔音楽教室使用料徴収事件〕

裁判例はこちら

## 1 事案の概要

本件は、著作権管理事業者であるYが、Yの管理する著作物の演奏等について、音楽教室、歌唱教室等からの使用料徴収を平成30年1月1日から開始することとし、平成29年6月7日、文化庁長官に対し、使用料規程「音楽教室における演奏等」の届出を行ったところ、音楽教室を運営する法人及び個人であった、教室又は生徒の居宅において音楽の基本や楽器の演奏技術・歌唱技術の教授を行っているXらが、Xらの音楽教室における楽曲の使用(教師及び生徒の演奏並びに録音物の再生)は、「公衆に直接…聞かせることを目的」とした演奏(著作権法22条)に当たらないなどと主張して、YのXらに対する請求権(著作権侵害に基づく損害賠償請求権又は不当利得返還請求権)の不存在確認を求めた事案です。

結論として、裁判所は、音楽教室における演奏は、音楽著作物の利用主体であるXらとの関係で、「公衆に直接…聞かせることを目的として」(公に)との要件を充足すると判断し、また、その他のXらの主張(演奏権の消尽、権利濫用等)を排斥して、Xらの請求には理由がないと判示しました。

本件の争点は多岐にわたりますが、本稿では、著作権法22条に関する主な論点(音楽教室における演奏が(i)「公衆」に対するものであるか、(ii)「聞かせることを目的」とするものであるか)についての裁判所の判断をご紹介します。

## 2 (i) 音楽教室における演奏が「公衆」に対するものであるか

Xらの経営する音楽教室におけるY管理楽曲の演奏が著作権法22条の要件を満たすかどうかについては、音楽著作物であるY管理楽曲を演奏という形態で利用している主体が誰かという点についての判断が前提となる。Yは、Y管理楽曲の利用主体はXら音楽教室事業者であると主張するのに対し、Xらは、その利用主体は同音楽教室の教師及び生徒であると主張しました。この点について、裁判所は、Xらの音楽教室で演奏

される課題曲の選定方法、同教室における生徒及び教師の演奏態様、音楽著作物の利用へのXらの関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供の主体、音楽著作物の利用による利益の帰属等の諸要素を考慮すると、Xらの経営する音楽教室における音楽著作物の利用主体はXらであると認定判断しました。

その上で、裁判所は、著作権法22条に基づき演奏権について著作権者の権利が及ばないのは、演奏の対象が「特定かつ少数の者」の場合であるところ、「特定」の者に該当するかどうかは、利用主体との間に個人的な結合関係があるかどうかにより判断すべきであるとし、音楽教室事業者であるXらからみて、その顧客である生徒は「不特定」の者に当たると判断しました。具体的には、裁判所は、

- ・ 音楽教室における音楽著作物の利用主体であるXら音楽教室事業者からみて、その顧客である生徒が「特定」の者に当たるかどうかは、Xらが音楽教室のレッスンの受講を申し込むに当たり、Xらとその生徒との間に個人的な結合関係があったかどうかにより判断することが相当である。
- ・ Xらが経営する音楽教室は、受講申込書に所定事項を記入するなどして受講の申込みをし、Xらとの間で受講契約を締結すれば、誰でもそのレッスンを受講することができるので、Xらと当該生徒が受講契約を締結する時点では、Xらと生徒との間に個人的な結合関係はない。したがって、音楽教室事業者であるXらからみて、その生徒は「不特定」の者に当たる。

と判示しています。

また、裁判所は、音楽教室における音楽著作物の利用主体であるXら音楽教室事業者からみて、その顧客である生徒が「多数」の者に当たるかどうかは、一時点のレッスンにおける生徒の数のみではなく、音楽教室事業の実態を踏まえ、社会通念に照らして、その対象が「多数」ということができるかという観点

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

から判断するのが相当であると判示したうえで、音楽教室事業者は、継続的・組織的にレッスンを行っており、場合によっては、異なる地域に複数の教室を展開し、一定期間内(例えば、一月のうち)に異なる生徒を対象とする複数のレッスンを開講することもあるほか、生徒の中には受講を辞める者もいれば、新たに受講する者もいるなど、生徒の入れ替わりも生じ得る等の音楽教室事業の実態を踏まえると、Xらからみて、その顧客である生徒は「多数」であると認めるのが相当であると判断しました。

以上より、裁判所は、音楽教室における生徒は、利用主体たるXらにとって、不特定の者であり、また、多数の者にも当たるから、「公衆」に該当すると判示しました。

### 3 (ii) 音楽教室における演奏が「聞かせることを目的」とするものであるか

裁判所は、「聞かせることを目的とする」とは、演奏が行われる外形的・客観的な状況に照らし、音楽著作物の利用主体から見て、その相手である公衆に演奏を聞かせる目的意思があれば足りる判示しました。

その上で、裁判所は、例えば、①生徒が課題曲を初めて演奏する際などには、生徒が演奏する前に、教師が課題曲を演奏して課題を示し、②生徒が、それを聞いた上で、教師に対して、課題曲を数小節ごとに区切って演奏すると、③生徒の演奏を目の前で聞いた教師が、生徒に対する演奏上の課題及び注意を口頭で説明するとともに、必要に応じて当該部分の演奏の例を示し、④生徒は、教師の注意や演奏を聞いた上で、再度演奏するということを繰り返し行った後に、⑤最後に、生徒が練習してきた部分又は一曲を通して演奏する、というXらの音楽教室における演奏態様(教師が演奏を行って生徒に聞かせることと、生徒が演奏を行って教師に聞いてもらうことを繰り返す中で、演奏技術の教授が行われるという演奏態様)に照らすと、そのレッスンにおいて、Xら音楽教室事業者と同視し得る立場にある教師が、公衆である生徒に対して、自らの演奏を注意深く聞かせるため、すなわち「聞かせることを目的」として演奏していることは明らかである、また、音楽教室における生徒の演奏は、Xらの管理・支配下で行われることから著作物の利用主体による演奏と同視し得るところ、自ら又は他の生徒の演奏を聞くことの必要性、有用性に照らすと、その演奏は、公衆である他の生徒又

は演奏している生徒自身に「聞かせることを目的」とするものであると認めるのが相当であると判示しました。

### 4 結び

本件は、Yによる音楽教室に対する演奏権行使(著作物使用料の徴収)が可能であるか否かについて社会的に大きな注目を集めた事件です。東京地裁では、Yの勝訴判決が言い渡されましたが、Xらは本判決を不服として、知財高裁に控訴しています。知財高裁の判断が待たれるところです。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。





## 執筆情報のご案内

### 「限定提供データ保護について」

■ 著者 重富貴光  
■ 書籍名 別冊パテント第23号 「『超スマート社会(Society 5.0)』に適合する知的財産保護の制度のあり方」  
■ 出版社 日本弁理士会

### 「特許ライセンス契約のポイントと契約条項の考え方」

■ 著者 廣瀬崇史(共著)  
■ 書籍名 共同研究開発の進め方、契約のポイント  
～発明の帰属、開発費用の分担、秘密保持契約、不実施補償、共同出願、プロジェクトの中止・清算～  
■ 出版社 技術情報協会

### 「The Intellectual Property and Antitrust Review 5th edition Japan Part」

■ 著者 重富貴光 古庄俊哉 廣瀬崇史  
■ 書籍名 Law Business Research Ltd.  
■ 出版社 <https://thelawreviews.co.uk/edition/the-intellectual-property-and-antitrust-review-edition-5/1228624/japan>

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。